

平成30年2月22日（木）

津島市市長公室人事秘書課（市川、小坂井）

電話番号0567-24-1124

＜議案名＞議案16号 津島市職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 改正内容

(1) 民間給与との格差を埋めるため、給料表の水準を引き上げます。

民間給与との格差631円(0.15%)を埋めるため、初任給や若年層を中心に1,000円引き上げます。上位層職員については400円引き上げ、その他の職員については、その範囲内で引き上げます。

(2) 賞与を引き上げます。

職員（期末勤勉手当） 年間4.3月→4.4月（0.1月分引き上げ）

議員（期末手当） 年間3.25月→3.3月（0.05月分引き上げ）

2 改正理由

国の人事院勧告に基づき改正するものです。

3 参考事項

施行期日 公布の日（ただし、給料表及び期末勤勉手当の改正については、平成29年4月1日に遡って適用）

＜議案名＞議案17号 津島市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

1 改正内容

津島市職員の退職手当の調整率(退職手当の水準調整のため、津島市職員の退職手当に関する条例附則に規定されている数値)を87%から83.7%に引き下げます。

2 改正理由

国家公務員退職手当法等の一部改正に準じ、民間における退職給付の支給の実情を踏まえ、職員の退職手当の額を減額します。

3 参考事項

施行期日 公布の日